

第15回 奈良県政府調達苦情検討委員会 議事録

1 開催日時

平成25年9月2日(月) 16時30分～17時20分

2 開催場所

奈良県庁舎 会計管理者室

3 出席者

- (1) 委員 … 福井委員長、近藤委員、坂西委員、山城委員、和田委員(5名全員出席)
(委員の半数以上が出席しているため、規則第6条第3項の定足数を満たしている。)
- (2) 事務局 … 江畑会計局長、会計局総務課 小西課長、城家課長補佐、古川係長、飯田主事

4 議事等 (質疑応答については6議事等概要に記載)

- (1) 最近の特定調達契約制度の動向について
- (2) 本県特定調達契約の状況について

※会議資料一覧

- ・資料1 ①～③ 本委員会等の公開に関する資料
- ・資料2 ①～⑤ 最近の特定調達契約制度の動向に関する資料
- ・資料3 ①～④ 本県特定調達契約の状況に関する資料
- ・参考資料 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)
奈良県政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年6月奈良県告示第150号)

5 公開・非公開の別

公開 (傍聴者 0人)

6 議事等概要

- (1) 委員会録音の了承
- (2) 会議成立の報告
- (3) 議 事

①会議及び議事録の公開について
委員長が委員に諮り、異議なく決定した。

②議事録署名委員の指名
委員長が坂西委員を指名（50音順）

③最近の特定調達契約制度の動向について 資料2

④本県特定調達契約の状況について 資料3

議事③、④について、事務局から資料に基づき一括説明後、委員からの質疑が行われた。

[質疑応答の概要]

山城委員： 他県の苦情申立状況で、滋賀県の事例は総合評価方式となっている。

この件では、申立の内容は協定違反に関係ないため、苦情検討委員会の対象にならなかったということであるが、総合評価方式の場合、技術的評価の部分について、入札者が不透明な形で評価されていると思い、評価内容に苦情を申し立てる事例が増えてくるのではないかと。奈良県ではそういった苦情があったことはないのか。

和田委員： 総合評価方式で問題点があるというのはどのようなことか。

山城委員： 通常の競争入札は金額だけで競うものだが、総合評価方式は、技術や人材についての評価も取り入れるので、はっきりしない面が出てくる。

事務局： 総合評価方式は、外部委員を入れ、どういった専門性のある点をどう評価すべきか、点数を設定し、その基準に沿って応札者の提案を評価するもの。

技術点と合わせて金額も評価し、技術点と金額点を割り算のようにして、業務内容に対して割安か割高かという視点で評価するので、必ずしも、金額と独立して技術的評価があるわけではない。

奈良県では、5,000万円以上の建設工事は全て総合評価方式で入札している。委託業務では、詳細を把握しているわけではないが、建設コンサルなど技術的な要素が大きい特定の分野に限られており、通常の業務委託では当該方式がほとんど活用されていないかと思う。

山城委員：このような協定に関係の無い苦情が多く申し立てられることは、その都度委員会を開催する必要が生じ、問題である。

和田委員：申立の受理及び却下は委員長の専決事項であるから、実際には委員会を開催しなくてもよいと思うが。

事務局：ご指摘のように、協定に関係の無い苦情が増えるという問題は想定されるが、本県でそのような事例が具体的にあったとは認識していない。

この苦情検討委員会は政府調達に係る手続的な瑕疵があるかどうか等を議論する場であり、総合評価方式における実際の審査内容の問題は、基本的には担当部局で対応すべき問題である。

なお、滋賀県と秋田県の案件では、県が委員長に相談し、委員会に諮らず委員長の専決で却下したと聴いている。

和田委員：苦情処理について、当委員会の検討結果報告書は申立人に送付することとなっていると思うが、苦情処理の検討に入らず却下した場合も、文書で通知するのか。

事務局：「奈良県政府調達に関する苦情の処理手続」の五の三に却下についての規定があり、「委員会は、申立てが次の各号のいずれかに該当する場合には、書面により理由を付けて却下することができる」こととなっている。

和田委員：国の苦情処理の状況で、申立人の苦情が認められているものが3件あるが、実際に発注機関と業者の間でどのようなやり取りがあったとか、そういった事実認定を委員会でしなければならないというのは相当な手間ではないか。

事務局：国の検討委員会の報告書はホームページでも公表されているが、その本文を読むと、該当する理由を一つずつ検証し、メール等のやり取りの証拠を出させる等、裁判のように事実認定が行われている。

和田委員：「苦情の処理手続」において、検討委員会は申出後90日以内（公共事業では50日以内）に判定結果を示さなければならないとされており、事実認定は日程的にも相当大変だと思う。

申立人の主張立証を検討しても判断がつかないときは、主張立証責任が申立人にあると考えるのだろうか。

山城委員：この検討委員会は、最終的な結論を出すものなのか。

和田委員：国の苦情処理状況では、委員会の結論は「契約破棄を提案する」等となっている。

事務局：いずれも「提案する」という言い方であり、実際の契約についてどう対応したのかは不明。例えば、平成24年度の東京大学の案件では、苦情申立の時点で契約は既に始まっており、発注機関としてどのような対応がされたのかは明らかにされていない。

福井委員長： 苦情検討委員会は諮問機関であって、その結論を受けて発注機関がどう判断するかの問題だが、その結末までは把握していないということか。

基本的には、諮問機関の判断を尊重することが前提であると思うので、その判断に従って何らかの動きを示しているのだろう。

和田委員： 強制的に業務を止めさせようと思うと、司法判断によって、裁判所から差止め命令等を出すしかないのでは。

福井委員長： 契約を破棄するとしても、その後の処理、受注者との間で損害賠償をどう負担するか等、民事的な対応も難しい問題となる。

事務局： 発注者と受注者のやり取りが、手続の不備・不公正と判断されたために契約を破棄しているので、受注者における契約上の義務違反を問うものではない。

福井委員長： 両当事者としては、契約を破棄することとなれば、互いに損害賠償をとらないことになるのでは。

和田委員： 受注者との間はそれで解決しても、苦情申立人は納得しないだろう。申立人との間で民事上の解決がどのように図られるのか。

山城委員： 入札公告の前に発注者と一部の業者の間でやり取りが行われるということは、実態として起こりうることではないか。例えば、予算化する際に、発注者では積算が困難なので、業者から参考見積を取るようなこともあるだろう。

そういったやり取りが、不公正と言われることのないよう注意が必要。

和田委員： 事例を見ていると専門的な装置や業務のようである。

福井委員長： 東大の案件では、具体的に協定のどの条項に違反しているとされたのか。

事務局： 事前の仕様書作成の段階では、政府調達協定の第6条第4項「機関は、特定の調達のための仕様の準備に利用しうる助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある企業に対し求め又は当該企業から受けてはならない」に違反、その後の調達手続については、第7条第2項「機関は、いかなる供給者に対しても、特定の調達に関する情報を競争を妨げる効果を有する方法によって与えてはならない」に違反すると判断されている。

入札手続における提案書作成等の日程が厳しい設定となっており、事前に情報を得ていた業者が、あらかじめ準備ができ有利になったことが明らかであるので、協定に抵触すると結論づけられている。

福井委員長： 苦情を申し立てられるような不公正な案件において、実際に苦情が申し立てられ、委員会の検討の結果、最終的にどういう過程を経て、当事者が納得するような解決に至ったのか、明らかになっている事案はないということか。

和田委員： 国の事例では平成20年度に苦情が認められたものもあり、何らかの対応が既になされているはずだと思うが。

福井委員長： そのような事例で、最終的に発注機関がどのような対応をしたか分からないと、一つ一つの手続の意味合いが理解できない部分もある。事務局で確認してもらえないか。

事務局： 参考までに、特に苦情が認められた事例に関しては、国に問い合わせるなどして確認させていただく。

福井委員長： 他に質問・意見がなければ、これで終了としたい。

上記のとおり、相違ないことを確認する。

平成25年10月3日

奈良県政府調達苦情検討委員会 委員長

福井英之



奈良県政府調達苦情検討委員会 委員

坂西明子

